

作成 平成 14 年 12 月
改訂 令和 6 年 9 月

高知県地域公共交通活性化協議会 運営の手引き

令和 6 年 9 月

高知県総合企画部交通運輸政策課

目次

1. 組織	1
(1) 協議会	1
(2) 地域ブロック会	1
2. 会議	1
(1) 協議会	1
(2) 地域ブロック会	1
3. 退出意向等の申し出の種類及び時期	2
4. 退出意向等の申し出があった場合の対応	2
(1) 引き続き維持すべき路線かどうかの決定	2
(2) 代替運行希望事業者による提案	2
(3) 代替運行事業者の決定	3
(4) 代替運行希望事業者がない場合の取り扱い	3
(5) 協議結果に基づく運行の実施	3
5. 情報の公開	4
<添付資料>	
◆地域交通協議会活動のフローチャート	
・全体的な流れ	5
・パターン1. 運行事業者から退出の申し出があり、 代替運行希望事業者があった場合	6
・パターン2. 運行事業者から退出の申し出はないが、 代替希望事業者があった場合	7
・パターン3. 運行事業者から退出の申し出があり、 代替運行希望事業者がない場合	8
◆関係法令	
・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（関係条文抜粋）	9
・道路運送法（関係条文抜粋）	10
・道路運送法施行規則（関係条文抜粋）	11
・旅客の利便を阻害しないと認める場合の公示	12
◆様式一覧	14
◆高知県地域公共交通活性化協議会要綱	26

高知県地域公共交通活性化協議会運営の手引き

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）に基づき設置された高知県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する事項を下記のとおり定める。

1. 組 織

協議会は次の構成とする。

- (1) 協 議 会：高知県地域公共交通活性化協議会要綱（以下「要綱」という。）第 4 条及び第 6 条の規定に基づく組織。
- (2) 地域ブロック会：要綱第 8 条第 1 項の規定に基づく組織。

2. 会 議

協議会において開催する会議は次のとおりとする。

- (1) 協議会
 - ① 委員
要綱で定めたとおり。
 - ② 開催時期
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき作成される高知県地域公共交通計画の協議に合わせた開催を基本とする。
 - ③ 会議の成立要件
要綱第 7 条第 2 項のとおり。
- (2) 地域ブロック会
 - ① 委 員
各地域ブロック会規約で定めたとおり。
 - ② 開催時期
地域ブロック会は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱及び高知県バス運行対策費補助金交付要綱のスケジュールに合わせた開催を基本とする。
 - ③ 会議の成立要件
委員の過半数の出席又は書面等による協議への参加。

(地域ブロック会への審議の付託)

各地域の国及び県の補助金を活用する広域的バス路線の迅速な決定のため、協議会の場において協議・調整すべき特段の事情がない限り、要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき地域ブロック会への審議の付託を行うこととする。(様式 3、4 を参照)

3. 退出意向等の申し出の種類及び時期

事業者の申し出の種類及びその時期は、次のとおりとする。

ア 路線退出

乗合バス事業者が運行している生活路線を廃止する旨の申し出。事業者は、原則として毎年9月末日までに、翌年10月1日付けでの退出意向を協議会及び該当地域ブロック会に様式1により申し出なければならない。

イ 計画変更

協議会の決定に基づいて実施している運行内容のうち、路線退出以外の事項に係る申し出。事業者は運行系統、運行回数の変更等について協議会及び該当地域ブロック会に様式2により申し出なければならない。申し出は随時行うことができる。

(注意事項)

協議会で維持方策を協議する生活路線とは、乗合バス事業者が運行している路線のうち、道路運送法施行規則第15条の4第1号（他社の路線と重複しているもの）及び第3号（高速バスや定期観光バスなど）に該当するもの以外の路線をいい、国庫補助路線、地方補助路線又は現状が黒字等により補助を受けていない路線であるかなどの行政の補助金の支出の有無などを問わない。

<関係法令>

道路運送法第15条の2第1項
道路運送法施行規則第15条の4
旅客の利便を阻害しないと認める場合の公示
(平成13年12月26日四運自公第36号)

4. 退出意向等の申し出があった場合の対応

(5～8ページにフローチャート)

(1) 引き続き維持すべき路線かどうかの決定

- ① 事業者から退出意向等の申し出があったときは、該当する地域ブロック会の代表幹事は、地域ブロック会を招集し、運行事業者に利用実態の推移等について説明を求めた後、引き続き維持する必要があるかどうかを決定する。
- ② ①により維持する方針が決定された路線については、「運行確保に係る最低条件等」を作成する。(様式5の別添を参照)
- ③ ②の作成を受けて、代替運行事業者を募る場合には、地域ブロック会の代表幹事はその旨を様式5により、関係者に通知しなければならない。

(2) 代替運行希望事業者による提案

- ① 代替運行を希望するものは、様式6により該当地域ブロック会への参加申請を行わなければならない。ただし、地域ブロック会が口頭による参加申請を認めたときはこの限りではない。

なお、運行事業者からの退出の申し出はないが、生活交通確保維持改善計画により事業者選定されている運行期間の満了後において、当該運行事業者に代わって運行することを希望する事業者があるときは、その1年前までに該当地域ブロック会にその旨申請しなければならない。その申請は、様式6を参考とした書面をもって行うこととする。

- ② ①の申請を受けた地域ブロック会の代表幹事は、必要に応じて運輸支局に資格要件の照会を行ったうえで、様式7により代替運行提案書の提出を求めることとする。
- ③ ②の提案書の提出を受けた地域ブロック会の代表幹事は、地域ブロック会を招集し、提案事業者に提案内容の説明を求める。
この際、地域ブロック会は、当該提案が(1)の②で示された運行確保に係る最低条件を満たしているかどうかの確認を行い、必要最低限度の補正を行わせることができる。
- ④ 代替運行を希望する申請を行った後において、当該申請を取り下げる場合は、その旨の書面(任意様式)を該当の地域ブロック会に提出することとする。

(3) 代替運行事業者の決定

- ① 地域ブロック会の代表幹事は、その判断により、地域ブロック会を招集し、提案内容の審査・協議等を行う。
- ② ①による審査・協議等を経た後に、地域に最も適した代替運行計画の提案を行った事業者を選定する(代替運行事業者の決定)。

(4) 代替運行希望事業者がない場合等の取り扱い

- ① 代替運行希望事業者がないときは、地域ブロック会の代表幹事は、(1)の②による「運行確保に係る最低条件等」を見直し、再度、代替運行希望事業者からの提案を募ることを検討することができる。
- ② ①によっても希望者がいないときは、市町村等が保有する自家用自動車による有償運送の採用等、新たな運行方式を検討することで、利用者利便の確保を図ることとする。
この場合、運行計画の詳細の検討～決定については、原則として該当する市町村が独自に行い、決定事項を地域ブロック会に報告することとする。
- ③ 代替運行希望事業者はあるものの、提案された計画に基づく運行に必要な補助金が、予定する金額を上回るため、直ちに計画を採用できないといった事情がある場合には、①及び②に準じた取り扱いにより、住民生活に配慮することとする。

(5) 協議結果に基づく運行の実施

協議の結果、運行することとなった事業者は、速やかに事業計画変更等の認可申請等の手続きを行い、策定された生活交通確保維持改善計画に基づく運行の確実な実施に万全を期すこととする。

また、事業者の認可申請等に際し、当該運行計画に対する協議会の承認書が必要となる場合には、事務局において適切に対応することとする。

承認書の対応については路線を休・廃止する事業者に対しても同様とする。

5. 情報の公開

(1) 会議の公開（要綱第7条第4項）

協議会及び地域ブロック会ともに会議は原則として公開とする。

(2) 退出意向等の申し出事項の公開

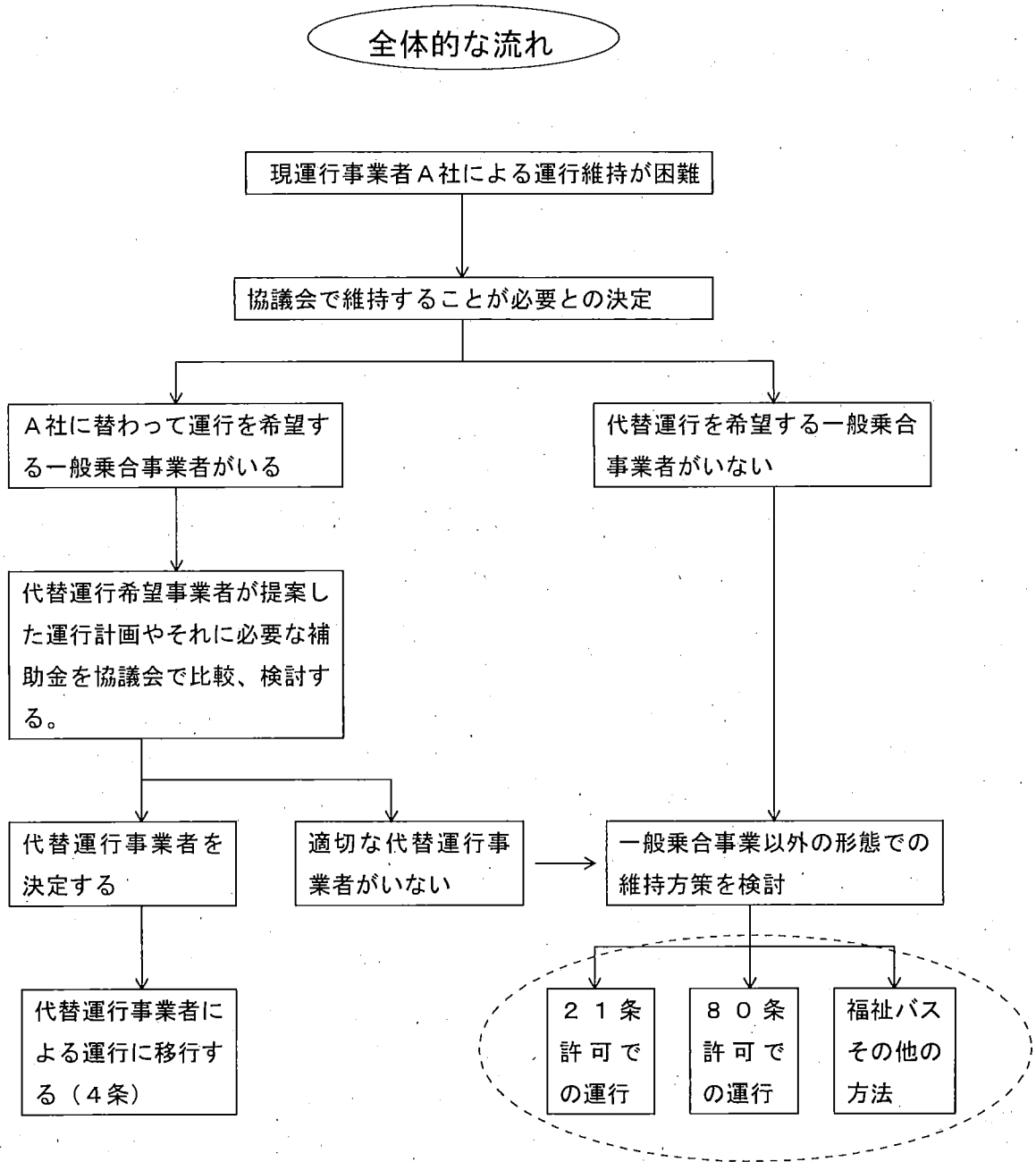
ア 関係団体を通じた公開

4-(1)-③による通知は、(一社)高知県バス協会に対して行う。
高知県バス協会は会員への周知について協力するものとする。

イ 事務局による公開

協議会事務局及び地域ブロック会事務局は、関係者から照会があったときは、これに応じなければならない。

地域公共交通活性化協議会活動の標準的フローチャート



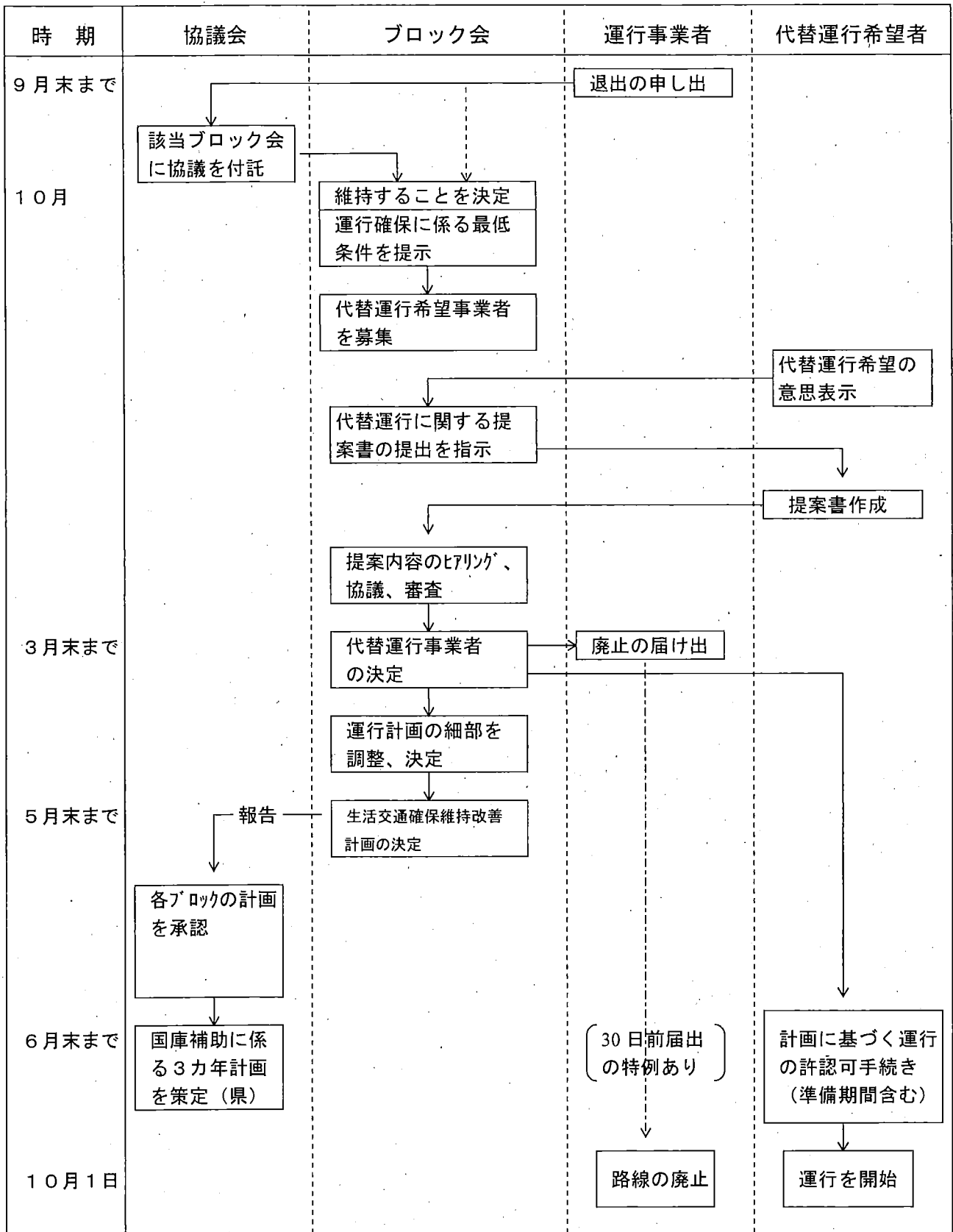
※ 4 条、21 条、80 条とあるのは運行形態の根拠となる道路運送法の各条のことである。

- ・ 4 条 : 一般乗合バス事業者による運行
- ・ 21 条 : 貸切事業者が同条第 2 号の許可を受けて運行する乗合バス
- ・ 80 条 : 地方公共団体が同条第 1 項の許可を受けて自家用自動車を用いて運行する乗合バス

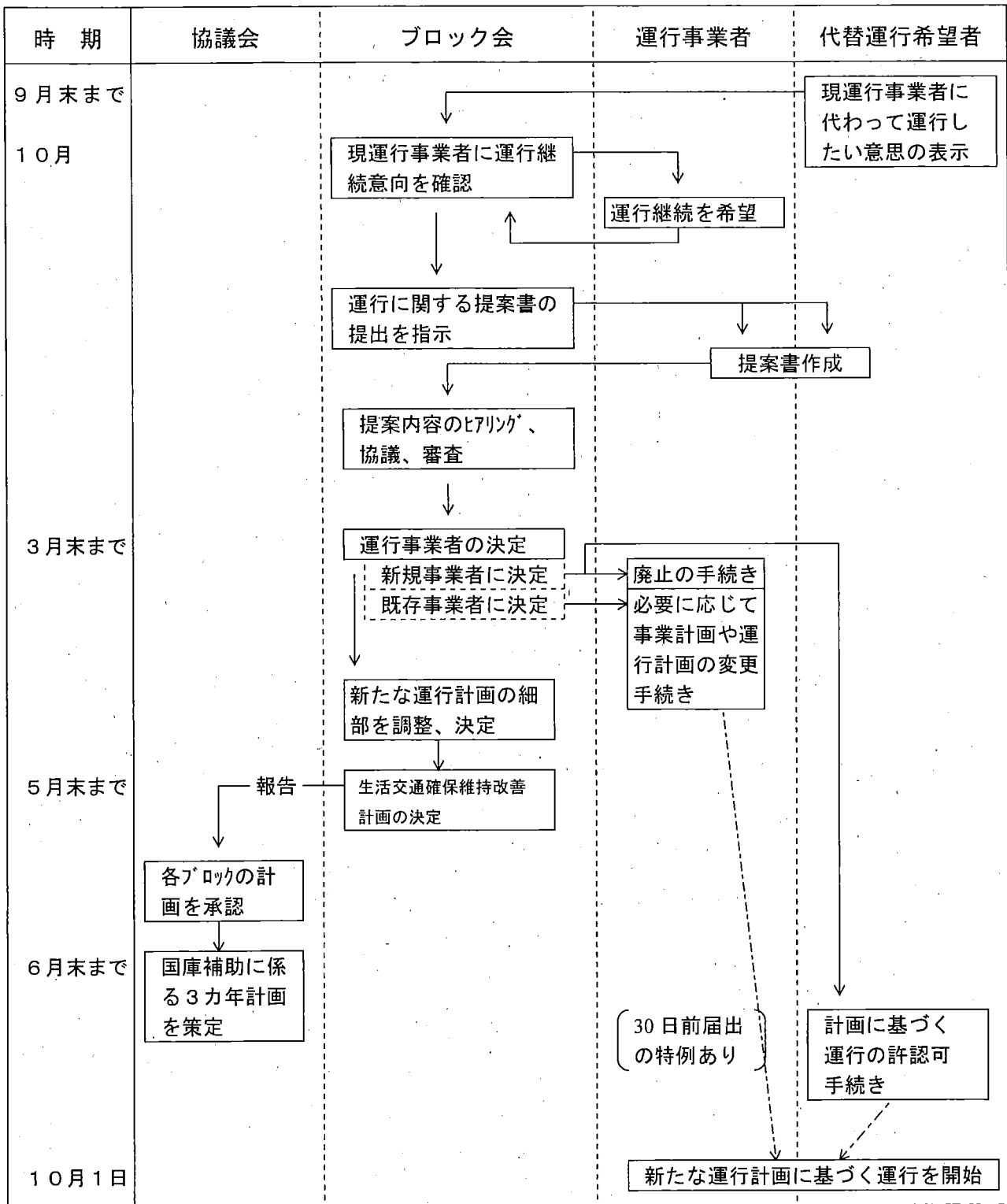
※ 内に係る検討は協議会の議決を要する事項からは除外される。(報告事項として把握。)

パターン毎の活動フロー

<パターン1. 運行事業者から退出の申し出があり、代替運行希望事業者があった場合>



＜パターン2. 運行事業者から退出の申し出はないが、代替運行希望者があった場合＞

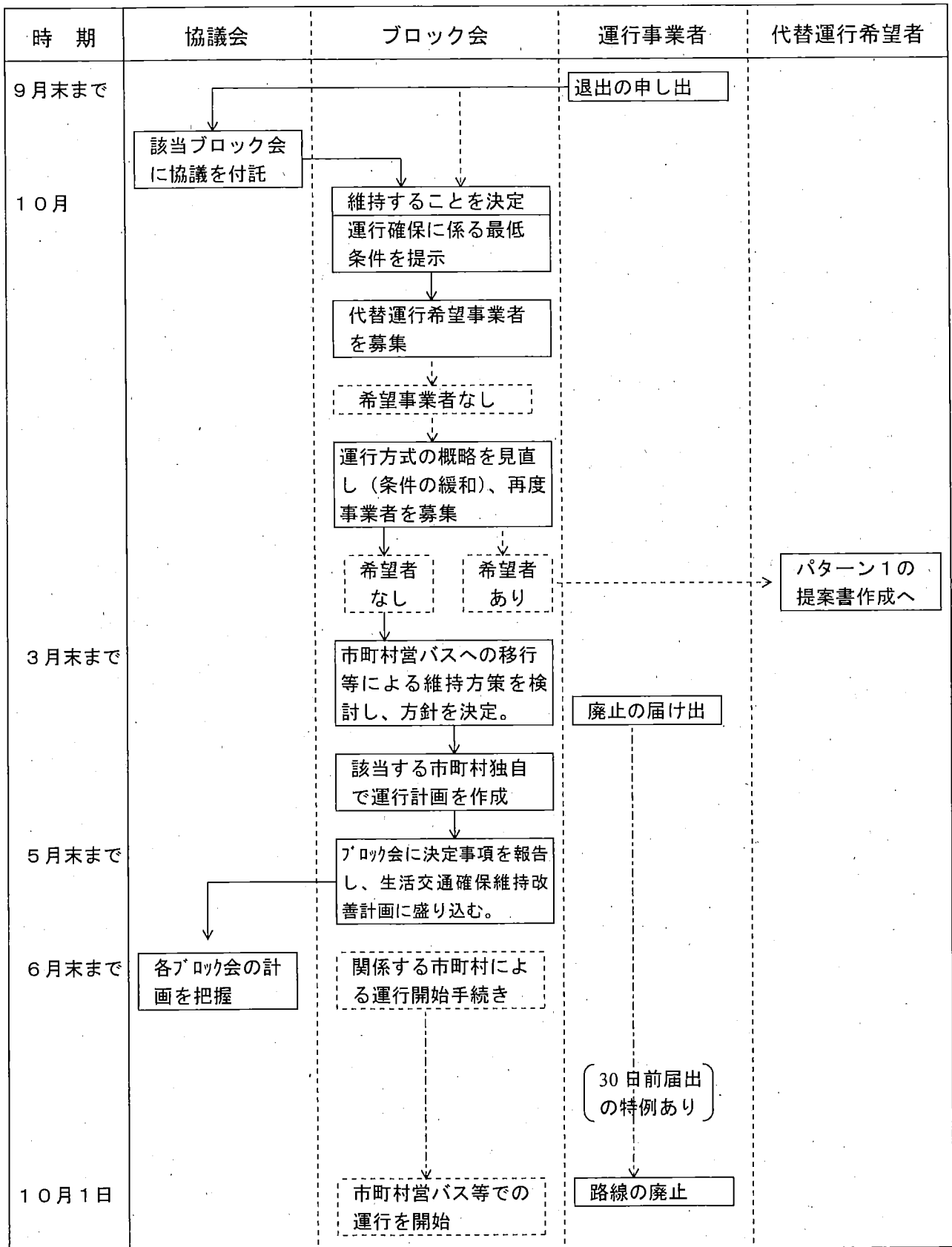


注意事項（パターン1. 2に共通）

代替運行事業者の決定などが遅れた場合の対応

- ①廃止しようとする事業者は、遅くとも廃止予定日の30日前までには道路運送法上の手続き（届出）をしなければならない。
- ②必要に応じ国庫補助に係る3カ年計画の変更手続きを行う。

<パターン3. 運行事業者から退出の申し出があり、代替運行希望事業者がない場合>



<地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）>

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会

四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、協議会において同項に規定する協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号に掲げる者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する事業を実施しようとする者は、協議会が組織されていない場合にあつては、地方公共団体に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

7 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、当該要請に基づき協議会を組織するか否かについて検討を加え、遅滞なく、その結果を当該要請をした者に通知しなければならない。

8 主務大臣及び都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

<道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）>

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
- イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業者が前項の届出に係る事業計画の変更（同項の国土交通省令で定める場合における事業計画の変更を除く。）を行つた場合における旅客の利便の確保に関し、国土交通省令で定めるところにより、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するものとする。

3 国土交通大臣は、前項の規定による意見の聴取の結果、第一項の届出に係る事業計画の変更の日より前に当該変更を行つたとしても旅客の利便を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨を当該一般乗合旅客自動車運送事業者に通知するものとする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の通知を受けたときは、第一項の届出に係る事業計画の変更の日を繰り上げることができる。

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の規定により事業計画の変更の日を繰り上げるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項に規定する事業計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

第八十条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

2 国土交通大臣は、自家用自動車の貸渡しの態様が自動車運送事業の經營に類似していると認める場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

<道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）>

第十五条の四 法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合

二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）、地域公共交通会議（市町村長が主宰するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）又は協議会（市町村が組織するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）において協議が調つた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

	平成13年12月26日四運自公第36号
改正	平成14年3月28日四運自公第64号
改正	平成14年6月25日四運自公第12号
改正	平成14年12月10日四運自公第20号
改正	平成17年6月16日四運自公第13号
改正	平成21年1月14日四運自公第36号
改正	令和4年2月1日四運自公第15号

公 示

道路運送法施行規則第15条の4第3号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について

道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基づく旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記のとおり定めたので公示する。

四国運輸局長 波多野 肇

記

「旅客の利便を阻害しないと認められる場合」の範囲

- 1 道路運送法施行規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合
- 2 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
- 3 道路運送法施行規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
- 4 休止から1年以上経過した路線の廃止の場合
- 5 付替路線（停留所の位置の変更があっても、その変更が300m以内のものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
- 6 休止又は廃止をしようとする区間の距離が、300m以内のものの場合
- 7 路線の沿線地域の住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止で、当該路線の存する市町村の同意がある場合
- 8 市町村等の要請に基づくものであって、利用者利便を阻害しないことが明らかと認められる路線の休止又は廃止の場合
- 9 休止又は廃止の区間と並行する路線（鉄軌道等を含む。）があり、休止又は廃止の区間の全ての停留所と当該並行する路線の近接の停留所（駅を含む。）との距離が300m以内であるもの場合
- 10 地域公共交通会議又は道路運送法施行規則第9条第2項に規定する協議会の協議結果に基づく路線であって、同会議又は同協議会において同意があった当該路線の休止又は廃止の場合

附 則

この公示は、平成14年2月1日から適用する。

- 附 則（平成14年3月28日四運自公第64号）
この改正公示は、平成14年4月1日から適用する。
- 附 則（平成14年6月25日四運自公第12号）
この改正公示は、平成14年7月1日から適用する。
- 附 則（平成14年12月10日四運自公第20号）
この改正公示は、平成14年12月20日から適用する。
- 附 則（平成17年6月16日四運自公第13号）
この改正公示は、平成17年7月1日から適用する。
- 附 則（平成21年1月14日四運自公第36号）
この改正公示は、平成21年1月14日から適用する。
- 附 則（令和4年2月1日四運自公第15号）
この改正公示は、令和4年2月1日から適用する。

<様 式>

協議会の運営に使用する標準的な様式は別記のとおりとする。

様式1：路線退出に係る申し出書

様式2：計画変更に係る申し出書

様式3：ブロック会への審議の付託書

様式4：ブロック会決定事項の報告書

様式5：バス協会への通知書（路線退出等の申し出事項の周知）

様式6：代替運行希望者の意向届出書

様式7：代替運行希望者への資料（提案書）提出指示書

(様式1)

第 号
年 月 日

高知県地域公共交通活性化協議会会長 様
該当ブロック会会長 様

事業者名
所在地

生活路線からの退出の申し出について

別紙の路線について退出したいので、関係書類を添えて報告します。

<添付書類>

1. 運行系統、運行回数表 (様式1-1)
2. 運行時刻表
3. 系統図
4. 運送収入、運送費用、利用者数等の状況 (様式1-4)
5. 退出するに至った理由その他の事項

添付書類

(様式 1 - 1)

退出予定の運行系統・運行回数等一覧表

番号	該当地域 ブロック会名	生活路線の 指定番号	運行系統名		系統km	回数	退出予定日
			始点	終点 (經由地)			
1							
2							
3							

(様式 1 - 4)

運送収入、運送経費、利用者数等の状況

番号	運行系統名	年度						年度								
		運送収入 A 円	運送費用 B 円	営業収支 A-B 円	年間利 用者数 人	平均乗 車密度 人	運送収入 円	運送費用 円	営業収支 円	年間利 用者数 人	平均乗 車密度 人	運送収入 円	運送費用 円	営業収支 円	年間利 用者数 人	平均乗 車密度 人
1																
2																
3																

(様式2)

第 号
年 月 日

高知県地域公共交通活性化協議会会長 様
該当ブロック会会長 様

事業者名
所在地

生活路線に係る運行計画変更承認願

下記の路線について運行計画の変更をしたいので、ご承認をお願いします。

記

1. 計画変更の内容
2. 計画変更の理由
3. 変更しようとする路線

番号	生活路線 指定調書の 整理番号	運行系統名	変更予定日
1			
2			
3			

<添付書類>

1. 運行系統、運行回数新旧対照表
2. 新旧運行時刻表
3. 系統図

※国への運行計画変更認可申請等に添付する資料の抜粋で可

(様式3)

第 号
年 月 日

高知県地域公共交通活性化協議会
該当ブロック会会長 様

高知県地域公共交通活性化協議会会長

生活路線に係る計画策定について

貴ブロック会に関する下記の路線について、路線退出の申し出がありました。
つきましては、貴ブロック会において当該路線に係る生活交通確保維持改善計画を策定してください。

記

1. 退出意向の路線

番号	現運行事業者名	生活路線 指定調書の 整理番号	運行系統名	退出予定日
1				
2				
3				

2. 計画策定の期日

(様式4)

第 号
年 月 日

高知県地域公共交通活性化協議会会長 様

高知県地域公共交通活性化協議会
該当ブロック会会長

生活路線に係る計画策定について（報告）

当ブロック会に関係する下記の路線について、現運行事業者の退出後における代替運行を協議し生活交通確保維持改善計画を策定しましたので報告します。

記

計画を策定した路線

番号	現運行事業者名	生活路線 指定調書の 整理番号	運行系統名	運行開始予定日
1				
2				
3				

<添付書類>

策定した生活交通確保維持改善計画

(様式5)

第 号
年 月 日

一般社団法人 高知県バス協会会長 様

高知県地域公共交通活性化協議会
ブロック会会長

生活路線からの退出が予定されている路線について

このたび、生活路線として運行されている下記の路線について、現運行事業者から退出の申し出があり、路線に係る当ブロック会において、退出後の生活交通確保維持改善計画を策定することとなりました。

計画策定協議を開始するにあたり、別紙に示す運行条件を設定しましたので、現運行事業者に替わって運行を希望するものがあるときは、当ブロック会に申し出いただくことにより、今後の協議に加わっていただくことになります。

については、貴協会会員への周知をお願いします。

記

1. 退出予定の路線

番号	現運行事業者名	生活路線 指定調書の 整理番号	運行系統名	新計画に基づく 運行開始予定日
1				
2				
3				

2. ブロック会への申し出期限

※ブロック会への申し出には別紙様式6を使用してください。

(様式5の別添)

退出予定生活路線の運行確保に係る運行条件等

番号	現運行系統	代替運行の条件						
		運行区間			運行回数	使用する車両	運行形態	その他
		起点	経由地	終点				
1								
2								
3								
4								

<記載例>

(様式5の別添)

退出予定生活路線の運行確保に係る運行条件等

番号	現運行系統	代替運行の条件					その他	
		運行区間		運行回数	使用する車両	運行形態		
		起点	経由地					終点
1	○○線	高知市 中心部	××町・ a bババイパス	伊野町 ○○通	3. 0回	バス (小型が望ましい)	4条又は 21条許可 による事業者を優先	4条許可(見込みを含む) による事業者を優先
2	□□線	高知市 中心部	△△町・ ××病院・ □□通	南国市 中心部	7. 0回	同上	同上	同上
3	△△施設線	◇◇駅		△△施設 入り口前	土・日・祝日の み 5. 0回	10人乗り以上の ワゴン車	21条許可	□□町との覚書による依頼運行。 車両は自社保有のものを使用。

(様式6)

第 号
年 月 日

高知県地域公共交通活性化協議会
該当ブロック会会長 様

代替運行希望事業者名
及び所在地

生活路線からの退出が予定されている路線
の運行確保に係る代替運行希望について

現運行事業者から退出の意向が表明されている下記の生活路線について、現運行事業
者に替わって運行したいので、貴ブロック会への参加を認められたく、申請します。

記

代替運行を希望する路線

番号	生活路線 指定調書の 整理番号	運行系統名	新計画に基づく 運行開始予定日
1			
2			
3			

<添付書類>

1. 会社概要（経営する事業の種類や規模を示すもの）
2. 当該事業の本拠地

(様式7)

第 号
年 月 日

代替運行希望事業者〇〇 様

高知県地域公共交通活性化協議会
ブロック会会長

生活路線からの退出が予定されている路線の運行
確保に係る代替運行提案書の提出について

当ブロック会では、現運行事業者から退出の意向が表明されている下記の生活路線の
運行確保のための生活交通確保維持改善計画を策定することとしています。

この計画策定に向けて、現運行事業者に替わって運行する事業者を選定しますので、
代替運行を希望する路線についての運行計画提案書を作成のうえ、提出してください。

記

1. 代替運行を希望する路線

番号	生活路線 指定調書の 整理番号	運行系統名	新計画に基づく 運行開始予定日
1			
2			
3			

2. 提出期限及び提出部数

高知県地域公共交通活性化協議会要綱

(目的)

第1条 高知県地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、高知県地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施等に関する協議を行うとともに、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第15の4第2号の規定により、地域住民の生活のために必要な旅客運送を確保するための枠組みづくりその他生活交通について協議を行うために設置する。

(事務局)

第2条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務・協議・調整を行う。

(1) 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。

(2) 計画の実施に関する協議に関すること。

(3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

(4) 県の補助金を活用する広域的バス路線に関すること。

(5) 国の補助金を活用する広域的バス路線に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 高知県
- (2) 市町村
- (3) 公共交通事業者等
- (4) 道路管理者
- (5) 公安委員会
- (6) 第1条の目的の達成のために必要な者

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の一部又は全部を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、その限りにおいて非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(地域ブロック会)

第8条 協議会には、第3条の各号に掲げる事項に関して、地域の実情に応じた協議等を行うため、別表のとおり7の部会(以下「地域ブロック会」という。)を設置し、それぞれ代表幹事を置く。

- 2 代表幹事は事務局に協力するものとする。

(地域ブロック会の会議等)

第9条 地域ブロック会での決議事項や意見は協議会に報告することとし、協議会はその報告を尊重しなければならない。

- 2 第3条第4号及び第5号に係る審議は地域ブロック会で行うものとし、地域ブロック会での決定を協議会での決定とみなす。
- 3 その他地域ブロック会の運営に関しては各地域ブロック会において定めるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第 10 条 協議会及び地域ブロック会で協議が整った事項について、協議会及び地域ブロック会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(経費の負担)

第 11 条 協議会の運営に要する経費は、国、地方公共団体からの補助金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第 12 条 協議会に監査委員を 1 名置く。

- 2 協議会の出納監査は、委員となるべき者の中から、選任する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 13 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 14 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

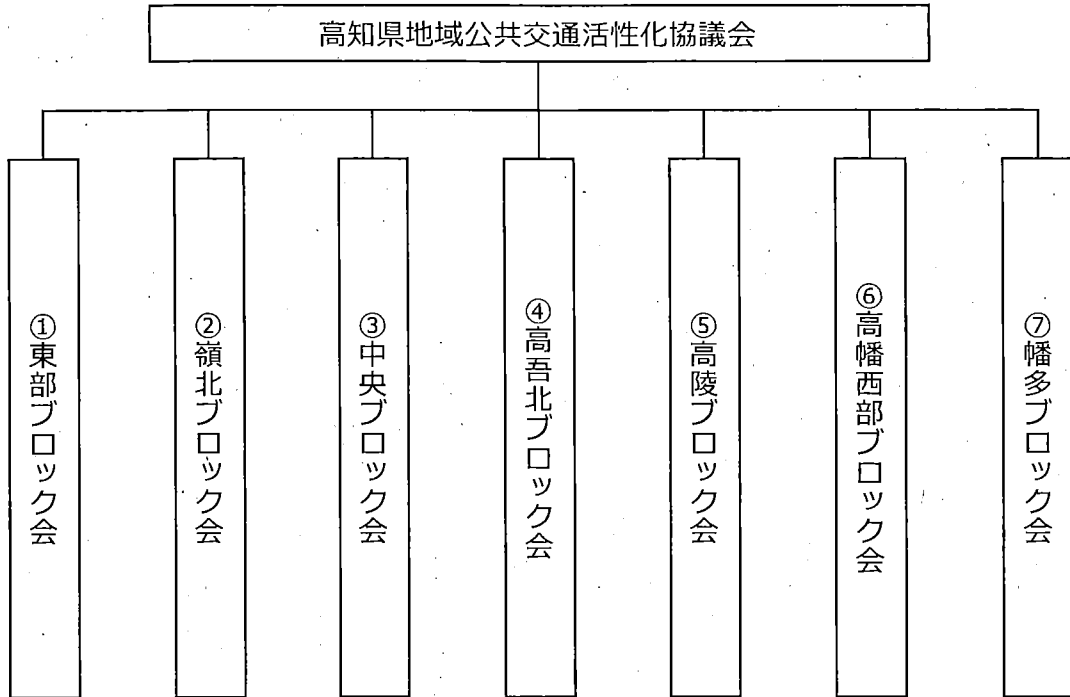
附則

この要綱は、令和 4 年 5 月 12 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 3 月 19 日から施行する。

<組織図>



《各ブロック会構成市町村》

(令和5年4月1日現在)

東 部	嶺 北	中 央	高吾北	高 陵	高幡西部	幡 多
室戸市	土佐町	高知市	佐川町	須崎市	四万十町	四万十市
安芸市	本山町	南国市	仁淀川町	土佐市	中土佐町	宿毛市
香南市	大豊町	土佐市	越知町	中土佐町	黒潮町	土佐清水市
東洋町	大川村	香美市		禰原町		大月町
奈半利町	いの町	いの町		津野町		三原村
田野町	南国市	日高村				黒潮町
安田町	香美市					
北川村						
馬路村						
芸西村						
高知市						
南国市						

参考

<道路運送法>

第15条の2第1項

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

<道路運送法施行規則>

第15条の4（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例）

法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合
- 二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）、地域公共交通会議（市町村長が主宰するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）
又は協議会（市町村が組織するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）において協議が調つた場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

第38条（事業の休止及び廃止）

一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その六月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合）にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 第十五条の二第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。
- 4 一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

第25条（事業の休止及び廃止の届出等）

法第三十八条第一項の規定により、一般旅客自動車運送事業（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の休止（廃止）届出書を提出するものとする。（各号 略）

- 2 第十五条の四から第十五条の十一までの規定は、法第三十八条第二項の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の休止又は廃止の届出について準用する。この場合において、第十五条の五第一項中「事業計画変更事前届出書」とあるのは「事業の休止（廃止）届出書」と、第十五条の十一中「事業計画変更繰上届出書」とあるのは「事業の休止（廃止）繰上届出書」と読み替えるものとする。